

# 日本放送協会 理事会議事録

(平成26年 6月10日開催分)

平成26年 6月27日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成26年 6月10日(火) 午後9時00分～9時10分

<出席者>

梶井会長、堂元副会長、塚田専務理事、吉国専務理事、石田専務理事、  
板野専務理事、木田理事、福井理事、下川理事、森永理事、井上理事、  
浜田技師長

上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

梶井会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

## 1 審議事項

- (1) 内部監査規程の一部変更について
- (2) リスクマネジメント規程の一部変更について
- (3) ハラスメント規程の制定について (一部変更)

## 2 報告事項

- (1) 関連団体事業活動審査委員会外部委員の委嘱について
- (2) NOD業務活動審査委員会外部委員の委嘱について
- (3) 平成25年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

## 議事経過

### 1 審議事項

- (1) 内部監査規程の一部変更について

(内部監査室)

内部監査規程を一部変更したいので、審議をお願いします。

NHKおよび関連団体に対する監査等に資するよう、内部監査室が総務局総合リスク管理室に対して、同室が保有するNHKおよび関連団体のリスクマネジメントに関する情報の提供等を求めることができる旨を明確にするため、規定を追加します。

本件が決定されれば、平成26年6月13日付で施行します。

(会長) 原案どおり決定します。

- (2) リスクマネジメント規程の一部変更について

(総務局)

リスクマネジメント規程を一部変更したいので、審議をお願いします。

内部監査室が行う監査等に資するよう、総務局総合リスク管理室が内部監査室に対して、同室が保有するNHKおよび関連団体のリスクマネジメントに関する情報の提供等を行うことができる旨を明確にするため、規定を追加します。

本件が決定されれば、平成26年6月13日付で施行します。

(板野専務理事) 調査中のリスク管理案件には、秘密保持の問題が生じると思いますが、どのように対応していきますか。

(総務局) 今回の規程の変更は、内部監査の活動に資するものであるため、総合リスク管理室で一定の調査を終えたものを対象とした情報提供を想定しています。

(会 長) 原案どおり決定します。

(3) ハラスメント規程の制定について (一部変更)

(人事局)

(説明内容省略)

6月3日の理事会で決定した「規程の制定および就業規則の一部改正について」のうち、「ハラスメント防止規程」の制定について一部変更したいので、審議をお願いします。

変更内容は、NHKグループ共通の内部相談窓口を設置することを明確にします。

本件が決定されれば、平成26年6月13日付で施行します。

(会 長) 原案どおり決定します。

## 2 報告事項

(1) 関連団体事業活動審査委員会外部委員の委嘱について

(吉国専務理事)

関連団体事業活動審査委員会外部委員の委嘱について、報告します。

関連団体事業活動審査委員会は、関連団体の事業活動の適正性を審査するため、平成14年7月1日の「関連団体運営基準」の運用開始にあわせて、設置したものです。

同委員会は、副会長を委員長とし、NHKの役職員、公認会計士と弁護士の2名の外部委員で構成しています。

現在外部委員を務めている金田英成氏（公認会計士）と山下丈氏（弁護士）が、平成26年6月30日付で任期満了により退任されますので、今井靖容氏（公認会計士）、押野雅史氏（弁護士）に、平成26年7月1日付で新規委嘱します。任期は2年間です。

(2) NOD業務活動審査委員会外部委員の委嘱について

(木田理事)

NOD業務活動審査委員会外部委員の委嘱について、報告します。

NOD業務活動審査委員会は、NOD（NHKオンデマンド）業務活動の適正性を審査するため、平成20年11月20日施行の「NOD業

務活動審査委員会規程」に基づき設置したものです。

同委員会は、オンデマンド推進担当理事を委員長とし、NHKの役職員、公認会計士と弁護士の名の外部委員で構成しています。

現在外部委員を務めている金田英成氏（公認会計士）と山下丈氏（弁護士）が、平成26年6月30日付で任期満了により退任されますので、今井靖容氏（公認会計士）、押野雅史氏（弁護士）に、平成26年7月1日付で新規委嘱します。任期は2年間です。

### （3）平成25年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

（経営企画局）

「日本放送協会平成25年度業務報告書」の構成および今後のスケジュールについて報告します。

NHKの業務報告書は、放送法第72条に基づき、毎年度の事業の実施結果について取りまとめるもので、NHKの業務の概要を対外的に明らかにする唯一の公式文書です。NHKは業務報告書を、事業年度経過後3か月以内、つまり6月末までに、監査委員会の意見書を添付して、総務大臣に提出しなければならないことになっています。業務報告書は、NHK自身の主観的な評価を加えることなく、放送法で規定された業務の執行に関する事実を正確に書き留めるべきものとして編集しています。

業務報告書の構成を説明します。

業務報告書に記載する事項は、放送法施行規則第30条に定められており、例年、その規定に沿った章立てで作成しています。

第1章は、事業の概況を記すもので、「平成24～26年度 NHK経営計画」を踏まえた25年度事業運営のほか、以下の各章の要約を記載することとしています。

第2章は放送番組についての概況、第3章は放送番組に関する調査・研究、第4章は営業活動の諸施策や業績等に関する事項、第5章は広報・イベントなど視聴者関係の業務、第6章は地上デジタル中継放送局の開設など放送設備の整備・運用、第7章は放送技術の研究について、それぞれ記述します。第8章は、経営委員会、監査委員会、執行部の状況や、組織・職員の状況等について記述します。第9章は財政の状況、第10章は子会社等の概要、第11章はその他の事項を記述します。

さらに、本編の記述以外に、資料編として49点の資料を添付する方向で検討しています。

今後のスケジュールについては、6月18日開催の理事会で内容を審議し、了承されれば6月24日の第1216回経営委員会に提出する予定です。経営委員会の議決が得られた後に、平成25年度財務諸表とともに総務大臣に提出し、公表します。提出後の取り扱いとしては、総務大臣の意見が付されたうえで、内閣を経由して国会に報告されることになっています。

以上の内容は、本日開催の第1215回経営委員会に報告します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成26年 6月24日

会 長 靱 井 勝 人